



事 務 連 絡

平成23年12月13日

日本弁護士連合会 御中

法務省入国管理局登録管理官 須賀 正広



外国人登録法の廃止に伴い回収された外国人登録原票に係る開示請求手続について

平素より、外国人登録事務に御理解と御協力を賜り、誠に感謝申し上げます。

さて、平成21年7月15日に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「改正入管法」という。）が公布され、新たな在留管理制度及び特別永住者証明書制度が平成24年7月（注：施行日は政令で定めます）から導入されることとなりました。これに伴い、外国人登録法は廃止され、現在各市町村において行われている外国人登録制度は、当局における新たな在留管理制度と各市町村の住民基本台帳制度に引き継がれることとなります。

このため、改正入管法施行後は、市町村において、外国人登録原票の写しや登録原票記載事項証明書の交付を行うことができなくなります（他方、市町村においては、住民基本台帳制度に基づき、住民票の写しを交付することができるものと承知しています。）。また、現在、各市町村において保管・管理されている外国人登録原票は、改正入管法施行後速やかに市町村から法務省に送付されることとなっています。

貴会所属の会員の事務等にあつては、現在、外国人登録法第4条の3に基づき、市町村あて外国人登録原票の開示請求を行う場合があるものと承知しておりますが、改正入管法施行後、住民票の写しからでは確認できない事項がある等の事情によって、回収された外国人登録原票の開示が必要となる場合には、別紙の留意事項にしたがって照会を行っていただくこととなりますので、宜しく御承知おき願います。

なお、御不明な点あれば、遠慮なく御連絡いただきますようお願い申し上げます。

(別紙資料)

- 外国人登録原票照会の留意事項

(参考資料)

- リーフレット「2012年7月 入管法が変わります 新たな在留管理制度がスタート！」
- リーフレット「2012年7月 特別永住者の制度が見直されます！」

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省入国管理局登録管理官 登録企画係

電話 03-3580-4111 (内線2781, 2782)



FAX 03-3592-7093

(別紙)

外国人登録原票照会の留意事項



1 照会書の作成について

- (1) 照会書の宛名：   ではありません。  
りません。)
- (2) 公印を押印した公文書により照会願います。公印が押印されていない文書については、返戻させていただいております。  
また、添付書類に割印のない場合についても同様です。
- (3) 次の事項を具体的に記載願います。記載のない場合は返戻し、または、一部の回答を省略することがあります。

ア 照会目的

イ 照会根拠法令の有無等 (例：関税法第119条第2項)

ウ 人定事項 (国籍、氏名 (中国人及び韓国・朝鮮人は漢字、その他の外国人は英字)、生年月日 (西暦) 及び性別は必ず記載願います。記載のない場合、調査が困難です。

また、そのほかに外国人登録証明書番号、居住地、出入国記録番号 (E/D番号) 等が判明している場合には、これらについても付記願います。

エ 調査・回答を要する事項及びその必要性

- (4) 特に緊急を要する案件については、緊急である理由を必ず付記願います。  
ただし、他の業務との関係から、ご要望に応じかねる場合もあります。
- (5) 照会文書には、担当者の氏名 (難読氏名についてはフリガナ) 及び電話番号 (内線番号を含む) を必ず記載願います。

2 調査・回答の範囲及び回答書の取扱いについて

- (1) 回答書の内容は、個人情報保護法及び国家公務員法により保護を受けている個人のプライバシーに属する事項であり、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用することのないよう、厳格に取扱い願いま

す。

なお、電話による調査依頼の受理・調査結果の回答は一切行っておりません。

(2) 多数の照会に関しては、小口に分けた上で、投函日を分散して照会願います。

また、一回で多数の照会が来た場合は、他の機関からの照会との兼ね合いから、調査着手までに相当の日数を要することがあります。

(3) 一回で複数人の人定事項について照会する場合には、原則として「一照会書に対して一人定事項」をお願いいたします。

また、やむを得ず「一照会書に複数の人定事項」で照会される際は、人定事項に「1, 2,」などの項番を付して照会して下さい。

なお、(2) 同様、多数の照会の場合は調査着手までに相当の日数を要することがあります。

### 3 照会文書の送付等について

(1) 文書送付先：〒 [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] ([REDACTED])

※「([REDACTED])」は、必ず封筒に明記願います。

(2) [REDACTED] では、外国人登録原票に係る調査・回答事務は行っておりません。

(3) 持ち込みによる照会は、原則として受付けておりません。

(4) 回答書の発送は原則として郵送によることから、郵券を貼付し返送先を明記した返信用封筒を同封願います。

(5) 進捗状況に関する問い合わせは、業務処理を遅延させる原因となりますのでご遠慮願います。

日本に在留する外国人の皆さんへ

2012年7月 入管法が変わります

新たな在留管理制度がスタート!

平成21年(2009年)7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布され、新たな在留管理制度が平成24年(2012年)7月<sup>(注)</sup>から導入されることになりました。(注)施行日は政令で定めます。

## 新たな在留管理制度はどういう制度なの?

新たな在留管理制度は、法務大臣が外国人の方の在留管理に必要な情報を継続的に把握するために導入される制度で、そのことによって適法に在留する外国人の方の利便性も更に向上するものです。具体的には、我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人の方に在留カードが交付されることとなります。また、勤め先が変わるなどした場合、届出を行っていただくことが、必要になります。一方、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入なども行われます。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることとなります。

ポイント 1

「在留カード」が交付されます

ポイント 2

在留期間が最長5年になります

ポイント 3

みなし再入国許可制度が導入されます

ポイント 4

外国人登録制度が廃止されます



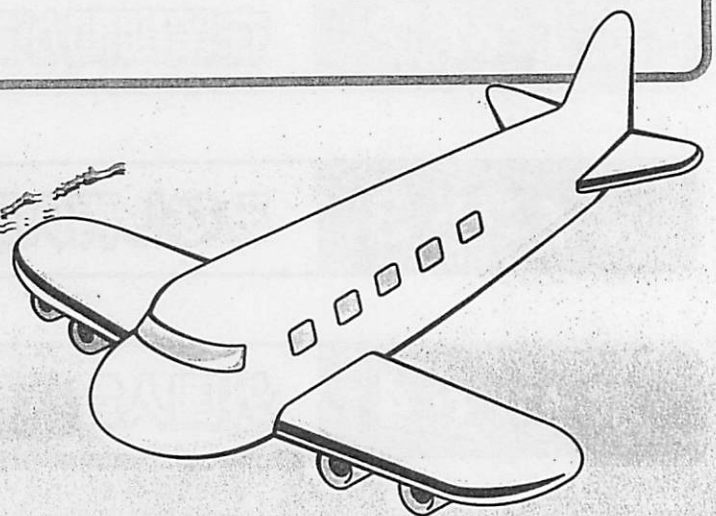
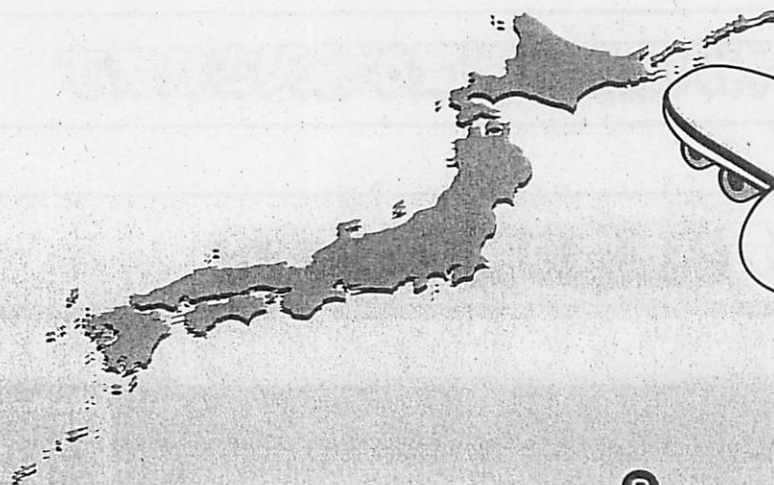
## 新たな在留管理制度の対象になる人たちは？

新たな在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」といいます。）で、具体的には、次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（注）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

具体的には、日本人と結婚している方や日系人の方（在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」）、企業等にお勤めの方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）、技能実習生、留学生や永住者の方が対象となり、観光目的等で我が国に短期間滞在する方は対象となりません。

（注）特定活動の在留資格が決定された者であって、亜東関係協会の本部の事務所の職員若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はそれらの職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を指定されたものを定めることを予定しています。



# ポイント 1

# 「在留カード」が交付されます

## 「在留カード」はどういうカード？

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可など、在留に係る許可に伴って交付されるものです。

### (カード表面)

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 No.
氏名 NAME	生年月日 DATE OF BIRTH	性別 SEX
住居地 ADDRESS	国籍・地域 NATIONALITY / REGION	(顔写真)
在留資格 STATUS	就労制限の有無	
在留期間(満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	許可の種類	交付年月日
このカードは ○○○○年○○月○○日まで有効です。 法務大臣 職印		

※在留カードには偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。

### 在留カードには「有効期間」があります

在留カードの有効期間は、次のとおりです。

**16歳以上の方**

- 永住者 交付の日から7年間
- 永住者以外 在留期間の満了日まで

**16歳未満の方**

- 永住者 16歳の誕生日まで
- 永住者以外 在留期間の満了日  
又は16歳の誕生日の早い方まで

住居地を変更したときに、変更後の新しい住居地が記載される欄です。

### (カード裏面)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、申請中であることが記載される欄です。  
※申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

資格外活動許可を受けたときに、許可の内容が記載される欄です。

(注) このイメージ図は検討段階のものであり、今後変更することがあります。

## ポイント 2

## 在留期間が最長5年になります

在留期間の上限が「3年」の在留資格については、在留期間が「5年」となります。

例えば、日本人と結婚して「日本人の配偶者等」の在留資格で在留している方は、現在のところ在留期間は「1年」又は「3年」ですが、新たな在留管理制度の導入後は最長の在留期間として「5年」が加わります。

## ポイント 3

## みなし再入国許可制度が導入されます

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国後1年以内（注）に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

※みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。

出国後1年以内（注）に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

（注）在留期限が出国後1年未満の場合は、その在留期限までに再入国してください。

これまでどおり再入国許可を受けて出国する場合、再入国許可の有効期間の上限が「3年」から「5年」に伸長されます。

## ポイント 4

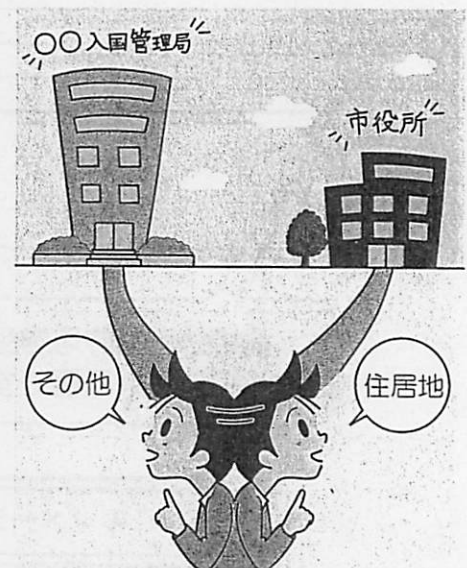
## 外国人登録制度が廃止されます

新たな在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されます。

これに伴い、各種届出の方法が変更になります。住居地を新たに定めたときや変更したときは、今までどおり市区町村に届け出てください。氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは、最寄りの地方入国管理官署へ届け出てください。

また、「技術」等の就労資格や「留学」等の学ぶ資格の方は所属機関が変更になったときに、「日本人の配偶者等」や「家族滞在」等の在留資格の方は配偶者と離婚又は死別したときに、地方入国管理官署への届出が必要です。

なお、中長期在留者の方の「外国人登録証明書」については、新たな在留管理制度の導入後、一定の期間「在留カード」とみなされますので、在留カードが交付されるまで引き続き所持してください。







## ご注意ください！

新たな在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が設けられます。

### ・在留資格の取消し

- ・不正な手段により在留特別許可を受けたこと
- ・配偶者として「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格で在留する方が、正当な理由がなく、配偶者としての活動を6月以上行わないで在留すること
- ・正当な理由がなく住居地の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたこと

### ・退去強制事由

- ・在留カードの偽変造等の行為をすること
- ・虚偽届出等により懲役以上の刑に処せられたこと

### ・罰則

- ・中長期在留者の各種届出に関して虚偽届出・届出義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反をすること
- ・不法就労助長罪の見直し
- ・在留カードの偽変造等の行為をすること



**Q. 現在持っている外国人登録証明書は、すぐに在留カードに換える必要はありますか？**

A. 新たな在留管理制度導入後、すぐに在留カードに換える必要はありません（希望する場合には換えることができます。）。改正法の施行期日から一定期間は、中長期在留者の方が現在お持ちの外国人登録証明書を在留カードとみなすこととなります。

永住者以外の方の具体的な切替えについては、基本的に制度導入後の在留期間更新等の手続の際に在留カードを交付することとなります。

永住者の方については、新たな在留管理制度導入後、原則として3年以内に在留カードの交付を申請していただく必要があります。

【お問い合わせはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター（平日8:30～17:15）  
TEL 0570-013904（IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112）

# 新たな在留管理制度における手続の流れ

## 入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、中長期在留者の方には在留カードを交付します。(当面は特定の空海港のみ)

## 住居地の(変更)届出

住居地を定めてから14日以内に、住居地を市区町村に届け出てください。その後、住居地を変更した場合も同様です。

(入国審査の際に在留カードが交付されなかった方は、住居地の届出をすることにより、後日、在留カードが送付されます。)

※市区町村の窓口へ届出にお越しになる際は、必ず在留カード(在留カードが後日交付される方は旅券)を持参してください。

## 氏名等の変更届出

氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは、14日以内に地方入国管理官署に届け出てください。

## 所属機関等に関する届出

「技術」等の就労資格(「芸術」、「宗教」及び「報道」を除く)や、「留学」等の学ぶ資格 ⇒ 所属機関の名称又は所在地の変更等が生じた場合には、14日以内に地方入国管理官署に届け出てください。

「家族滞在」、「特定活動(ハ)」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」のうち、配偶者に係るもの ⇒ 配偶者と離婚又は死別した場合、14日以内に地方入国管理官署に届け出てください。

## 在留カードの再交付

紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等をした場合には、地方入国管理官署に再交付を申請してください。

※上記以外の理由で在留カードの交換を希望する場合にも、再交付の申請ができます。その場合には、実費相当の手数料を負担していただきます。

## 在留審査

在留期間更新許可、在留資格変更許可等の際、中長期在留者の方には在留カードを交付します。

(旅券には在留に係る許可の証印を行いません。)

※永住者の方は、在留カードの有効期間更新手続をする必要があります。



2012年7月

特別永住者の皆さんへ

# 特別永住者の制度が 見直されます！

平成 21 年（2009 年）7 月 15 日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布され、新たな在留管理制度の導入と合わせて、平成 24 年（2012 年）7 月<sup>(注)</sup>から特別永住者の制度が変わります。（注）施行日は政令で定めます。

## ここが変わります！

### 特別永住者証明書が交付されます

「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されます。

\* 原則として、交付される場所は従来どおり市区町村の窓口です。

※市区町村の窓口へ住居地に関する届出にお越しの際は、必ず特別永住者証明書を持参してください。

### みなし再入国許可制度が導入されます

- 有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者の方が、出国後 2 年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

※みなし再入国許可により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。

出国後 2 年以内に再入国しないと特別永住者の身分が失われることとなりますので、注意してください。

- これまでどおり再入国許可を受けて出国する場合、再入国許可の有効期間の上限が「4 年」から「6 年」に延長されます。





# 新たな在留管理制度, 特別永住者証明書制度の概要

平成24年7月, 「出入国管理及び難民認定法」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の一部が改正され, 新たな在留管理制度が導入されるとともに, 特別永住者制度が見直されます。

## 「在留カード」・「特別永住者証明書」の交付

○ 中長期在留者に在留カードが交付されます。

- ・ 3月以下の在留期間が決定された者
  - ・ 「短期滞在」の在留資格が決定された者
  - ・ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
  - ・ その他省令で定める者
  - ・ 在留資格を有しない者
  - ・ 特別永住者
- 以外の方々



在留カードの有効期間  
 ・16歳以上  
 永住者: 交付の日から7年  
 非永住者: 在留期間の満了日  
 ・16歳未満  
 永住者: 16歳の誕生日  
 非永住者: 在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い方



特別永住者証明書の有効期間  
 ・16歳以上  
 各種申請・届出後の7回目の誕生日  
 (有効期間の更新申請の場合は更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日)  
 ・16歳未満  
 16歳の誕生日

○ 特別永住者に特別永住者証明書が交付されます。

## 外国人登録法の廃止

- これまで市町村で行っていた外国人登録制度が廃止されます。
- 市町村にある外国人登録原票は, すべて法務省に回収されます。

※ 外国人登録法の廃止により, 市町村において「外国人登録原票の写し」や「登録原票記載事項証明書」を交付することはできなくなります。

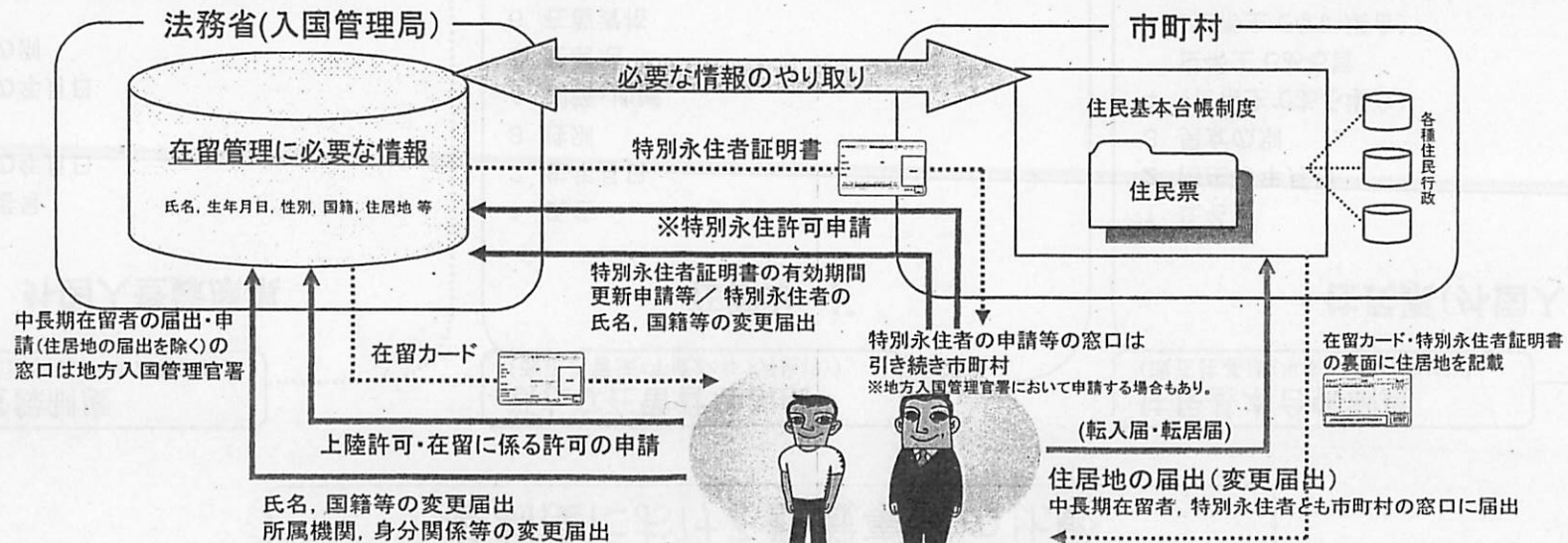
## (外国人住民に係る住民基本台帳制度の導入)

○ 新たな在留管理制度等の開始と同時に, 住民基本台帳法の一部改正により, 外国人住民(※)が住民基本台帳制度の対象に加わり, 住民票が作成されます。

これにより, 市町村において外国人と日本人とで構成される世帯の全員が記載された住民票の写し等が発行できるようになるほか, 外国人住民の届出等の負担が軽減されます。

(※) 中長期在留者, 特別永住者, 一時庇護許可者, 仮滞在許可者, 出生又は国籍喪失による経過滞在者のいずれかであって, 住所を有する方々

## 新制度における手続きのイメージ



# 各制度における記載事項の比較

## 外国人登録制度

(外国人登録法(平成24年7月廃止))

### 外国人登録原票

- 1 登録番号
- 2 登録の年月日
- 3 氏名
- 4 出生の年月日
- 5 男女の別
- 6 国籍
- 7 国籍の属する国における住所又は居所
- 8 出生地
- 9 職業
- 10 旅券番号
- 11 旅券発行の年月日
- 12 上陸許可の年月日
- 13 在留の資格
- 14 在留期間
- 15 居住地
- 16 世帯主の氏名
- 17 世帯主との続柄
- 18 (世帯主である場合)  
世帯構成員の氏名, 出生の年月日, 国籍,  
世帯主との続柄
- 19 本邦にある父母及び配偶者の氏名,  
出生の年月日, 国籍
- 20 勤務所又は事務所の名称及び所在地

## 新たな在留管理制度

(改正入管法(平成24年7月施行))

### 在留カード

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 国籍・地域
- 5 住居地
- 6 在留資格
- 7 在留期間
- 8 在留期間の満了の日
- 9 許可の種類, 許可年月日
- 10 在留カードの番号, 交付年月日, 有効期間の満了の日
- 11 就労制限の有無
- 12 資格外活動許可を受けているときはその旨

## 特別永住者証明書制度

(改正入管特例法(平成24年7月施行))

### 特別永住者証明書

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 国籍・地域
- 5 住居地
- 6 特別永住者証明書の番号, 交付年月日,  
有効期間の満了の日

## 住民基本台帳制度

(改正住基法(平成24年7月施行))

### 住民票(外国人)

- 1 氏名
- 2 出生の年月日
- 3 男女の別
- 4 (世帯主である場合)  
世帯主である旨  
(世帯主でない場合)  
世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 5 住所(及び転居をした場合はその住所を定めた年月日)
- 6 (転入をした場合)  
住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
- 7 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項
- 8 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項
- 9 介護保険の被保険者の資格に関する事項
- 10 国民年金の被保険者の資格に関する事項
- 11 児童手当の受給資格に関する事項
- 12 米穀の配給に関する事項
- 13 住民票コード
- 14 その他政令で定める事項
- 15 国籍等
- 16 外国人住民となった年月日
- 17 中長期在留者等である旨
- 18 在留カードに記載されている在留資格, 在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号等